大分市家庭ごみ有料化制度の検証について 中間答申(案)

大分市家庭ごみ有料化制度の検証について 中間答申(案)

本審議会では、大分市家庭ごみ有料化制度について、ごみ排出量の推移や市 民意識調査の結果等をもとに、制度の継続の要否を含め制度内容について項目 ごとに検証を行い、これまで審議した結果を中間答申として取りまとめました。 なお、今後は、本答申を踏まえて作成される家庭ごみ有料化制度(見直し素 案)に対する市民意見等をもとに再度審議を行い、最終的な答申を取りまとめ る予定です。

1. 家庭ごみ有料化制度の継続の要否について

平成 26 年 11 月から実施の家庭ごみ有料化制度については、ごみの減量や リサイクルの推進に一定の成果が表れていること、また、排出量に応じた費 用を市民に負担してもらうことで、ごみ処理にかかる費用負担の公平性が確 保できていることから、本審議会としては、家庭ごみ有料化制度は継続する ことが妥当であると考えます。

2. 各項目の検証・検討について

(1) 制度の成果

家庭ごみ有料化制度導入の効果であるごみの減量とリサイクルの推進については、市民意識調査の結果やごみ排出量の推移からその効果は維持していると考えます。

(2) 対象となるごみ

対象となるごみについては、現行どおり、燃やせるごみと燃やせないごみとすることが妥当であると考えます。

また、資源物などについては、引き続き分別を促進するため対象外とし、 剪定枝、落ち葉、草花やボランティアごみについても、現行どおり、対象外 とすることが妥当であると考えます。

(3) 指定ごみ袋の種類と手数料の額

指定ごみ袋の種類については、排出量に応じたごみの減量が可能である ことから、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

手数料の額については、他都市と比べて大きな差がないことや、市民負担 を考慮する中、経済的インセンティブが働く額に設定したことによるごみの 減量効果等から、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

(4) 負担軽減措置

負担軽減措置については、対象や交付枚数が他都市と比較しても充実した ものとなっていることや、市民意識調査においてこれまでどおりでよいとす る意見が多いことなどから、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

(5) 手数料収入による使途について

手数料収入による使途については、現行どおり、有料化制度の実施に伴う 事務費、廃棄物処理施設整備基金、ごみ減量・リサイクルの推進に関する経 費に充てることが妥当であると考えます。

なお、ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費のうち重点的に充てることとしている次の事業については、それぞれの事業の課題等を整理し、より効果的なものとなるように取り組むことを要望します。

①ごみステーション設置等補助事業

補助率等については、現行どおりとすることが妥当であると考えます。 また、ごみステーションにごみを出せない高齢者等への支援については、 その必要性が高まっているため、取組をより一層推進することを要望しま す。

②クリーン推進員活動関連事業

報償金等については、現行どおりとすることが妥当であると考えますが、 クリーン推進員に過度な負担がかからないよう、クリーン推進員の活動に 対するより一層の支援を要望します。

③ごみ減量・リサイクル啓発事業

ごみ減量とリサイクルを推進するため、これまでの各種取組をさらに充実させるとともに、他都市の取組を参考にしながら、より効果的な啓発を行う必要があると考えます。

④生ごみ減量化促進事業

生ごみの減量はごみ排出量の削減につながることから、事業をより一層 推進する必要があると考えます。

特に、生ごみ処理容器等の使用者を増やすため、市民ニーズの把握に努め、市民が利用しやすい制度や環境づくりを行うことを要望します。

⑤有価物集団回収運動促進事業

有価物集団回収運動はごみ減量・リサイクルの推進に資するだけではなく、地域コミュニティの活性化や環境教育の一環として有効であることから、事業をより一層推進する必要があると考えます。

実施団体や回収量の増加につながる制度や環境づくりを行うことを要望します。

(6) 不法投棄・不適正排出・野外焼却対策

不法投棄、不適正排出、野外焼却の各対策については、現行どおり、未然 防止や適正排出に向けて取り組む必要があると考えます。

(7) その他

この家庭ごみ有料化制度の運用については、常に検証を行う中、必要がある場合は実態に即して改善することを要望します。